



NO.417

2026. 4. 28

学校事務職員労働組  
合神奈川横浜支部  
支部長

宮澤 哲（鶴見中）

# 2026年度業務改善要求回答交渉 事務長の人事考課への介入問題に進展

横浜市教育委員会は、3月3日に2026年度業務改善要求に対する回答を行った。様々な業務上の懸案について労使で協議した。

今回焦点となったのは事務長による学校事務職員の人事考課介入問題だ。一部の特別支援学校を除いて事務長は人事考課の「考課者」に指定されていないにもかかわらず、学校事務職員の人事考課への「意見具申」を行っている。しかし、これは横浜市が定める職員人事考課実施要領（実施要領）に規定は無く、その他の条例規則にももちろん定められていない行為である。条例規則に基づかず、考課者ではない事務長が権限もない「意見具申」を続けていることについて、組合は毎年、当局側にその趣旨目的を問いただしている。当局はこれに対して一貫して「実施要領」中の「（一次考課者＝副校長は）信頼できる確実な資料をもとに考課を行う」という規定のみを持ち出し無理やり正当化を試みていた。ところが今回の回答において市教委当局は、「（事務長意見具申の）実施の可否および実施方法について今後検討する」との姿勢を新たに示した。

人事考課にかかわる対象職員に関する個人情報収集は条例規則に

基づき行われなければならない。実施要領等に定めが全くない事務長意見具申はその適法性が極めて疑わしい行為であることは明白であり、今回の回答は市教委当局がようやくそうした認識を持つに至ったと見ることができる。

また、学校訪問における事務長への指揮命令系統に関して昨年度まで当局は、「方面事務所教育総務課長の指示」としていたが、今年度は「方面事務所（教育総務課長）および事務長所属校長の指揮監督のもと」と回答している。

そのほか、会計年度任用職員の年休日数管理の件について、任用形態が複雑で個々の年度替わりの残日数計算がかなり煩雑になっている実態をふまえ、改善を強く訴えた。導入から3年目に入る新財務会計システムについては、旧システムと比べて事務作業が増えてしまっている面が未だあり、事務負担軽減はなお課題として残っていることを指摘。当局側もシステムの不備については一定、問題を認め財政局に対し要望を伝える旨回答している。

## 混乱続きの中学校給食 当局は速やかに事態の收拾を！

今年度からスタートした中学校給食が初手から混乱をきたしている。前年度に市教委からは26年度の中学校給食に向けて矢継ぎ早な依頼や説明がなされ、学校現場はその準備に忙殺された（もっとも学校事務職員が主に携わる業務に関する説明はおおよそ十分とは言えなかったが）。

ところが、当初配布されたマニュアルに規定されていた作業が突如

「開発中」となり操作できない、小学校ではできている校務システムから学級データを給食費管理システムに流し込む作業ができなかった（・・・と、ということが新年度判明する）などなど、お粗末な事態が続出している。

所管課の対応も後手後手で混乱に拍車をかけている。当局に対し責任をもって事態の收拾を図るよう求めたい。

# 業務には根拠を 方面事務所の指示に疑問

私たちは横浜市の職員であると同時に公務員である。公務員は法や制度を根拠として業務を遂行している。根拠があるからこそ私たち公務員の業務には正当性がある。当たり前の話だ。だが、横浜市教育委員会事務局にはその当たり前が通用しないらしい。勘のいい皆

さまの中にはすぐに「事務長の意見具申の話か？」と思われる方もいるかもしれない。勿論、事務長の意見具申については（事務長の他の業務についてもだが）明確な根拠は存在しておらず、公務員として遂行する業務として著しく正当性を欠くものであることは言う

トレーナー業務を振り返って二年間でお役御免となった。トレーナー業務を振り返って思うことを3つ紹介する。

①トレーナーも成長する指導にあたっては自らの知識や理解を棚卸しして、誤ったり古いままになっていないか整理しなければならない。内容が正しくても伝え方が下手では意味がないので、伝え方の勉強も必要だ。

②異動は早く相方に報告を二人校を去ることを決めた際は、その旨を相方にはすぐに伝えよう（もちろん相方は口外してはならない）。見送る側からすると、いなくなる相方との次年度の事務室運営を考える時間がもったいない。初任者を迎える年度当初を上手く乗り切れるかは前年度の準備次第だ。初任者が来ることを想定して備える時間をとれるよう、早く情報共有しよう。

③トレーナー経験者を頼る初めてトレーナーになった者にとって道標になるものがない。過去のトレーナーの工夫やノウハウを蓄積して、新たなトレーナーをサポートするのが職員課の役割だと思うのだが、現状まったく役に立たない。過去数年の事務研の名簿を開いて、トレーナーをやった知り合いがないかチェックしてみよう。私自身そうだったが、二人校で一年間過ごしたところで初任者に毛が生えたようなものだ。それをOJT完了扱いで一人校に置くのは、初任者を一人校に置く以上に危険だ。この制度を成立させるには綿密な育成カレンダーと組織的なフォローとトレーナーの根拠が必要だが、トレーナーの属人的な努力のみに依存しているのが現状である。(T)

までもないが今回は別の話である。さて、多くの所属で卒業証書の筆耕は業者に委託しているところは多いだろう。筆耕の契約を行う際、外国籍の児童生徒等の事も考え1行書き×名分、2行書き×名分と概算数量契約を結ぶ場合が殆どだ。

しかし、実際には2行書きが必要無かった学校が複数あった。この場合1行書き××名、2行書き0（ゼロ）名として検査確認を行い、請求書を受領し、支出を行うのだがここで方面別学校教育事務所（以下、方面事務所）がそれにダメ出しをしてきた。2行書きが0（ゼロ）であればその契約そのものに問題があるというのだ。勿論、明確な根拠があればそれに従うのだが、根拠はどこにあるのか方面別事務所にそれを訪ねた学校事務職員に対し「明確な根拠は示せない、各方面事務所で申し合わせてこの対応をしている」旨の発言があった。全く持って意味不明な話である。根拠が示せないのにダメだと言い張る「業務」を遂行しているのだ。多くの学校事務職員が不信感を持ち疑問に思ったのだが、方面事務所側は根拠を示せないにもかかわらず一切譲ることはなかった。こうしている間にも市民である業者への支払が滞ってしまうことから、多くの学校事務職員はしぶしぶ根拠の無い方面事務所のダメ出しに従う結果になってしまった。組合はこの件に関し「公務員の業務遂行に関わる非常に深刻かつ重大な問題」と考えている。公務員が根拠の無い、示せない業務上の指示を行ってはならないし、そもそもそのような指示に従う必要は一切無い。市教委当局、管理職、事務長らが根拠の無い、示せない理不尽な業務上の指示を行ってきた際は速やかに組合に通報してほしい。